

JEMAI環境ラベルプログラム
(カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム)

倫理・機密事項取扱規程

制定：平成27年5月1日

文書管理番号：CR-13-01

一般社団法人産業環境管理協会

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人産業環境管理協会（以下「協会」という。）が運営管理するカーボンフットプリントコミュニケーションプログラム（以下、「CFPプログラム」という。）において、運営および業務が一部の利害に偏ることなく公正かつ公平に遂行されることを目的として、倫理規範を定める。

② また、事業者の製品等の製造・販売等に係わる機密事項に触れる立場にある、カーボンフットプリント製品カテゴリールール（以下、「CFP-PCR」という。）原案作成ワーキンググループメンバー、CFP-PCR レビューア、カーボンフットプリント（以下、「CFP」という。）検証員、CFP システム認証審査員、レビューパネル委員、原単位レビューパネル委員及び協会（以下、「関係者」という。）が遵守すべき機密事項の取扱規定について定めるものである。

(倫理規範)

第2条 CFPプログラムにおける倫理規範を次のとおり定める。

1. 関係者は、CFPプログラムの目的にのっとり、誠意をもって業務を円滑に推進することを心掛ける。
2. 関係者は、CFPプログラムの遂行を通していかなる不正行為も許されず、倫理的かつ社会常識的に行動しなければならない。
3. 関係者は、利害関係者から勧誘、贈り物等によるいかなる利益や便宜を受けてはならない。
4. 関係者は、利害関係者に対していかなる利益や便宜の供与を示唆してはならない。
5. 関係者は、その目的と役割を認識し、常にCFPプログラムの公平性および透明性の維持に努めなければならない。
6. 関係者は、業務を通じて得た秘密を要する情報を漏洩してはならない。なお、その期間は無期限とする。

(守秘義務契約)

第3条 協会は、関係者が守秘義務契約を結ぶことを確実にしなければならない。

(機密事項の取扱い)

第4条 関係者が相手先企業等に立ち入る際には、相手先の社内規程を遵守し、安全などの点で問題を起ささないように留意しなければならない。

附則

本規程は平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

訂番	年月日	頁	内容
01	平成27年5月1日	-	制定 エコリーフとの一体運営化の見直しに基づき、旧倫理・機 密事項取扱規程（R-13-02）について、新規文書管理番号 （CR-13-01）で制定。